

令和6年7月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	63	59	57	84									263
問い合わせ	5	3	4	4									16
要望	0	0	0	0									0
計	68	62	61	88	0	0	0	0	0	0	0	0	279
(前年度計)	(70)	(73)	(65)	(54)	(67)	(56)	(53)	(67)	(55)	(78)	(72)	(58)	(768)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	5	4	7	2									18
(前年度)	(8)	(4)	(7)	(2)	(2)	(4)	(4)	(4)	(2)	(4)	(3)	(6)	(50)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	1	2	0	2									5
20歳代	5	6	9	4									24
30歳代	5	4	6	10									25
40歳代	8	12	7	14									41
50歳代	13	16	10	12									51
60歳代	7	0	11	16									34
70歳以上	21	18	12	23									74
その他・不明	8	4	6	7									25
計	68	62	61	88	0	0	0	0	0	0	0	0	279

今月の相談事例

- ・電話で給湯器の点検に訪問したいと連絡があり、給湯器を設置した業者と思い込んで承諾した。来訪後、給湯器はほとんど見ず、蛇口の交換を勧められて、つい契約をしてしまった。契約書を見ると給湯器を設置した業者と別の業者だった。
- ・一人暮らしの母の家に行くと洗面台リフォームの契約書があった。母に確認すると、排水管の点検に訪問したいと電話があり、点検後、洗面台のリフォーム工事を勧められ契約したことがわかった。必要ないので解約したい。

センターからのアドバイス

今月は、無料で点検すると訪問し、別工事の契約を勧誘される点検商法の相談が多数寄せられました。契約者は高齢の方が多く、中には別暮らしの家族が契約に気づいて相談してきたケースもあります。訪問販売ですので、契約から8日以内ならクーリングオフでの無条件解約が可能です。8日以内なら工事が完了していても解約はできます。電話や訪問で無料で点検すると勧められても、「無料」の次には「勧誘」があると思って賢く対応しましょう。